

1
2
3
4
5
6
7
8

9 労務費に関する基準（案）

10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28

目 次

第1章 総論

(1) 背景 · · · · ·	3
(2) 改正建設業法等における処遇改善に係る主な措置 · · · · ·	4
(3) 労務費に関する基準の作成及び勧告に係る検討	
①経緯 · · · · ·	4
②労務費に関する基準の位置づけ · · · · ·	5

第2章 建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費

(1) 基本的な考え方	
①適正な労務費の水準 · · · · ·	6
②個別の請負契約に当てはめる際の留意点 · · · · ·	6
(2) 職種分野別の基準値	
①基準値の位置づけ · · · · ·	7
②基準値の定め方 · · · · ·	8
③基準値の決定と改定の手続き · · · · ·	9

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

(1) 実効性確保策の全体像 · · · · ·	11
(2) 契約段階において適正な労務費等を確保するための取組	
①基本的な考え方 · · · · ·	12
②労務費と併せて確保することが必要な経費の整理 · · · · ·	12
③労務費等を内訳明示した見積書の提出の促進 · · · · ·	13
④自主宣言制度による技能者の処遇改善を進める事業者の見える化	13
⑤本基準を著しく下回る見積り・契約への指導・監督 · · · · ·	14
(3) 支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組	
①基本的な考え方 · · · · ·	14
②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保 · · · · ·	15
③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供 · · · · ·	15
④労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化 · · · · ·	15
(4) 公共工事における上乗せの取組 · · · · ·	16

62	第4章 その他	
63	(1) 材料費等記載見積書に内訳明示する経費のうち、労務費以外のものの 見積りに係る取扱い	17
64		
65	(2) 通常必要と認められる額を著しく下回る労務費等と疑われる場合の対 応	17
66		
67	(3) 基準の見直し	17
68		
69	第5章 結びに	18
70		

71 労務費に関する基準（案）
72

73 第1章 総論
74

75 （1）背景
76

77 建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、経済を下支えし、災害時に
78 は最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、大変重
79 要な役割を果たしている。

80 一方、建設業の現場作業を担う技能者の数は一貫して減少傾向にあり、また、
81 高齢化が進展する中で若年層の割合も継続的に減少している¹。現在の状況が今後
82 も続き、必要十分な新規入職者が確保できないまま高齢層の退職が加速すれば、
83 建設サービスの供給に大きな影響を及ぼすこととなる。これはすなわち、社会資
84 本整備や災害からの復旧・復興など、国民生活や我が国の経済活動に不可欠な建設
85 サービスの供給が滞ることを意味する。

86 このような状況を踏まえ、若年層に対し建設業への就業・定着を促し、中長期
87 的な担い手を確保するためには、「工期に関する基準」（令和6年3月27日中央建
88 設業審議会勧告）の遵守による長時間労働の是正、週休2日の達成といった働き
89 方改革の推進のみならず、賃上げによる技能者の処遇改善が必要不可欠である。

90 技能者の処遇改善に向けては、公共工事の予定価格の積算において労務費を算
91 出する際に使用される公共工事設計労務単価²が、平成24年から令和7年までの
92 13年間に全国全職種平均で約90%の上昇となる中、この流れを地方公共団体や
93 民間の工事、下請取引にも広げるとともに、現場の技能者への支払いを確実に担
94 保することにより、さらなる賃金水準の上昇に繋がる好循環をつくりだしていく
95 ことが必要である。

96 技能者の賃上げを実現するためには、各建設業者が技能者に適正な賃金を支払
97 うとともに、賃上げの原資となる労務費等や利潤が適正な水準において確保され
98 た請負代金額を、発注者から技能者を雇用する建設業者までのサプライチェーン
99 の各過程において着実に確保することが求められる。

100 しかしながら、建設工事においては、慣行上、総価一式契約であるため労務費
101 の内訳が分かりづらいこと、材料費よりも削減が容易な労務費の特性、技能者の
102 処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利となること等を背景として、多
103 重的な下請契約等の下、賃金の原資である労務費は、技能者を雇用する建設業者
104 まで適正に確保されづらい状況にある。

労働者の賃金は労使間で取り決めること、また、賃金の原資は使用者が市場に

¹ 建設業の技能者に占める60歳以上の者の割合は25.8%、30歳未満の者の割合は11.7%。（出典：総務省「労働力調査」（令和6年平均））

² 公共工事の予定価格の積算に用いる労務単価。農林水産省及び国土交通省が実施する、公共工事に従事する技能労働者の賃金を調査する公共事業労務費調査の結果に基づいて、51職種、47都道府県ごとに設定している。

105 おける価格交渉の中で確保することが本来の原則であるものの、建設業が今後も
106 魅力ある産業として持続可能な姿でその役割を果たし続けることは、建設業単体
107 にとどまらず、社会全体にとっての利益にもなるものであり、その担い手である
108 技能者の待遇改善については、国や地方公共団体を含む、建設産業に係るサプライ
109 チェーン全体で取り組むことが必要である。

110 このため、令和6年通常国会において、公共工事の品質確保の促進に関する法律
111 (平成17年法律第18号。以下「品確法」という。)、建設業法(昭和24年法律
112 第100号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年
113 法律第127号。以下「入契適正化法」という。)を一体として改正する「第三次・
114 担い手3法」が成立し、建設業の特性に対応し、請負契約において適正な労務費
115 を確保し、技能者に支払われるための新たなルールが制定されたところである。

116 なお、以下、上記各法律の条項の摘示に際しては、第三次・担い手3法による
117 改正の全面施行(令和7年12月12日)時点の条項によるものとする。

119 (2) 改正建設業法等における待遇改善に係る主な措置

120 第三次・担い手3法における建設業法等の改正においては、適正な労務費が、
121 公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請・下請間、下請間のすべての段
122 階において確保され、技能者の賃金として支払われるよう、建設業者に、

- 123 ・労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく賃金支払等の待遇確保を努力
124 義務化(建設業法第25条の27)
- 125 ・建設工事の請負契約の締結に際して、材料費、労務費等を記載した「材料費等
126 記載見積書」の作成を努力義務化(同法第20条)。特に公共工事については、
127 入札段階において入札金額内訳書にこれらの経費を内訳明示することを義務化
128 (入契適正化法第12条)

129 するとともに、

- 130 ・中央建設業審議会が労務費に関する基準を作成・勧告(建設業法第34条)し、
131 これを著しく下回る見積り・契約締結を禁止(同法第20条)。併せて、違反した
132 建設業者には指導・監督(同法第28条)を、違反した発注者には勧告・公表
133 (同法第20条)をそれぞれ実施
- 134 ・公共工事の発注者に対して、入札金額内訳書の内容の確認を義務づけ(入契適
135 正化法第13条)

136 することとした。

138 (3) 労務費に関する基準の作成及び勧告に係る検討

139 ① 経緯

- 140 ・労務費に関する基準の作成に当たっては、中央建設業審議会に設置された「労
141 務費の基準に関するワーキンググループ」(以下「労務費WG」という。)にお
142 いて、令和6年9月の第1回開催以降、基準の内容及びその実効性確保策につ
143 いて合計11回にわたり議論を重ねてきた。

144 · この「労務費に関する基準」は、労務費 WG における議論を踏まえたとりまとめ案に基づき、中央建設業審議会における審議を経て作成されたものである。

147 ②労務費に関する基準の位置づけ

148 · 本基準は、建設業法第 34 条に基づく労務費に関する基準として、個々の技能者に、その経験・技能に応じた適正賃金が支払われるようにするため、公共工事・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用する建設業者までの全ての取引段階における建設工事の請負契約において、適正な労務費（賃金の原資）を確保することを目的とする。

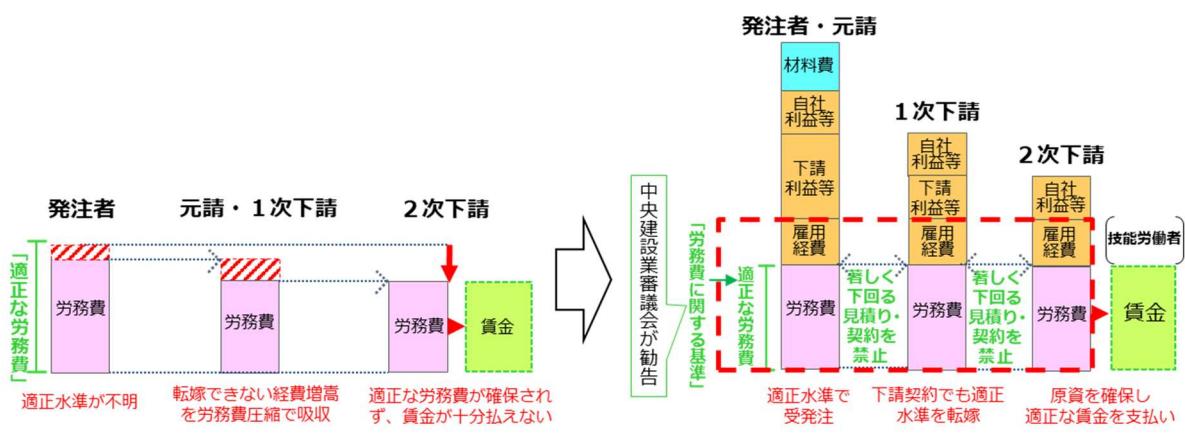
153 · 具体的には、契約当事者間での価格交渉時に参考できる、同法第 20 条に規定する「当該建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費」の相場観として機能させるとともに、これに連動して、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用できるように、基準を作成する。

157 · あわせて、適正な見積り促進等による契約時の適正な労務費確保、受発注者双方への総価での原価割れ契約の禁止（同法第 19 条の 3）による労務費以外の必要経費へのしわ寄せ防止、確保された労務費（賃金の原資）が技能者に賃金として支払われることを担保するための施策の実施、「建設 G メン」による個々の請負契約の調査（同法第 40 条の 4）、許可行政庁による強制力のある立入検査等の適切な実施（同法第 31 条）及び改善指導（同法第 41 条）等により、実効性を確保する。

164 【図 1】

165 建設工事の請負契約特有の課題

労務費確保のイメージ



168 第2章 建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費

169

170 (1) 基本的な考え方

171 ①適正な労務費の水準

172 ・前章（3）②で示しているとおり、本基準は、個々の技能者に、その経験・技
173 能に応じた適正賃金が支払われるようとするため、公共工事・民間工事を問わ
174 ず、発注者から技能者を雇用する建設業者までの全ての取引段階における建
175 設工事の請負契約において、適正な労務費（賃金の原資）を確保することを目的
176 とするものである。

177 ・従って、本基準における「適正な労務費」とは、建設工事の請負契約において、
178 技能者を雇用する建設業者が適正な賃金を支払うための原資を意味するもの
179 であり、適正な労務費の水準は、建設業者が支払うべき賃金の水準から導かれ
180 ることとなる。

181 ・その際、建設業に従事する技能者の賃金水準が依然として全産業平均値を相応
182 に下回っている実態に鑑み、まずは早急に公共工事・民間工事全体を通じて公共
183 工事設計労務単価並みの水準の労務費・賃金の支払いを確保することにより他産業並み以上
184 の水準への処遇改善を実現し、実勢賃金の上昇が公共工事設計労務単価を更に上昇させる好循環を生み出して、建設業を中長期的に持
185 続可能なものとすることを目指す必要がある。

186 ・このため、建設工事の請負契約における、建設工事を施工するために通常必要
187 と認められる労務費として、作業に対応する職種の公共工事設計労務単価を
188 計算の基礎とした水準の賃金原資が確保される必要があるとの考えに基づき、
189 これを適正な水準として位置づけることとする。

190 ・具体的には、適正な賃金原資を確保する観点からは、個々の建設工事の請負契
191 約において、1日8時間当たり労務単価である職種別の公共工事設計労務単
192 価に、当該工事に従事する見込みの者の職種別の作業日数（総労働時間）を乗
193 じた額の総和が労務費として盛り込まれることが必要である。この総額を、総
194 労働時間が確定していない請負契約の見積り・締結段階において確保するた
195 め、適正な労務費を、

196 「適切な職種の公共工事設計労務単価（円/人日（8時間））×施工条件・作業内
197 容等に照らして適正な歩掛（人日/単位施工量）」によって導かれる「単位施工
198 量当たりの労務費」に、「必要な数量（施工量）」を乗じる式によって計算して
199 得られる値に相当する額

200 とし、これが確保されている契約が、締結段階において適正な労務費が確保さ
201 れた請負契約として評価されることとなる。

202

203 ②個別の請負契約に当てはめる際の留意点

204 ・上述①の考え方に基づき、個別の請負契約における労務費の計算においては、

206 「適切な職種の公共工事設計労務単価×施工条件・作業内容等に照らして適
207 正な歩掛」によって導かれる単位施工量当たりの労務費に、必要な数量を乗じ
208 た額を確保することが必要である。その際、労務単価については、公共工事設
209 計労務単価を下回る水準を設定しないこと、また、歩掛については、当該工事
210 の施工条件・作業内容等に照らして、受注者として責任を持って施工できる水
211 準を計算して設定することが必要である。

- 212 ・個々の請負契約において適用すべき公共工事設計労務単価は、工事の施工場所
213 が属する都道府県に適用される値とすることが適当である。
- 214 ・第3章において技能者に支払うことを目指すべき賃金として位置づけられる
215 CCUS レベル年収については、公共工事設計労務単価から、技能者の経験年数、
216 保有資格等を踏まえて算出されているものであり、CCUS レベル別年収を日額
217 換算した額の加重平均が公共工事設計労務単価となる関係を有する。上記の
218 関係も踏まえ、個々の請負契約における価格交渉にあっては、例えば、CCUS レ
219 ベルの高い者等、高い技能を持つ技能者が施工することが必要である場合や、
220 需給の状況や夜間工事等の事情により技能者の確保に要するコストが高い場
221 合等、受注者において、当該建設工事の施工に当たって通常必要と認められる
222 額より高額の労務費の確保が必要と考える場合においては、受注者が労務単
223 価を公共工事設計労務単価水準から割り増して見積り、注文者は、その実態と
224 妥当性を十分に踏まえた上で、双方において誠実かつ適切に価格交渉を行う
225 ことが必要である。
- 226 ・①で示される「労務費」は、各工事において実際に施工に従事する者の賃金の
227 原資を意味する。「登録基幹技能者」や「職長」等、一部の技能者は、施工管
228 理を行う「技術者」としての側面を持つこともある（例：登録基幹技能者が下
229 請の主任技術者となる場合等）が、これらの者についても、実際に現場の作業
230 に関わる範囲において、その者の分の額も含む概念として整理されるもので
231 ある。
- 232 ・①で示される「労務費」は、公共工事設計労務単価と同様に、技能者の賃金相
233 当分（法定福利費の個人負担分を含む）のみを指す概念であり、法定福利費の
234 事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」と
235 いう。）に係る同制度加入事業者の掛金（以下「建退共掛金」という。）といった
236 適正な施工を確保するために不可欠な経費が含まれるものではなく、これ
237 らの経費は、労務費とは別途、適正な水準の額が請負契約において内訳明示し
238 て計上されるべきものであることに注意する必要がある。
- 239 ・その他、公共工事設計労務単価に含まれない雇用に伴う必要経費については、
240 請負契約の中で必要額が別途計上される必要がある。

241 (2) 職種分野別の基準値

242 ①基準値の位置づけ

- 243 ・実際の価格交渉等において、(1)において示されている基本的な考え方によ

- 245 った適正な労務費の確保をより円滑に進める観点から、
246 ア) 標準的な作業内容や施工条件等が特定可能であること。
247 イ) ア)において適用が想定される歩掛や公共工事設計労務単価の職種が一定
248 程度明確であること。
249 の要件を満たす職種分野においては、国土交通省において本基準により導き
250 出される具体的な数値（以下「基準値」という。）を定め、運用することとする。
251
- 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401
- ・基準値は、職種分野別、都道府県別に、(1)の適正な労務費の考え方を踏まえ、
標準的な作業内容・施工条件等を前提とした適正な労務費の具体的な数値を、
トンあたり、平米あたり等の「単位施工量当たり労務費」の形で示すものとする。
・基準値は、個別の請負契約にそのまま適用できる値を定める趣旨のものではなく、個別の請負契約においては、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、(1)において示されている基本的な考え方へ沿って、基準値を補正して労務費を算出すべきであることに留意が必要である。

260 ②基準値の定め方

261 基準値は以下の原則を踏まえ、【図2】及び【図3】に定める統一様式に沿って示すこととする。

- 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 399 400 401 401
- ・基準値の計算方法は、労務単価（円/人日（8時間））×歩掛（人日/単位施工量）の計算式によって単位施工量当たりの労務費として示すことを基本とする。
- ・労務単価については、公共工事設計労務単価を適用することとし、工事の施工場所が属する都道府県に適用される値を当てはめることとする。
- ・歩掛については、標準的な条件等における歩掛として、便宜的に、国土交通省直轄工事で用いられている歩掛を活用することを原則とする。ただし、国土交通省直轄工事で用いられている歩掛に適切なものがない場合、別途、公的機関で用いられている歩掛であって、活用可能なものがあれば、それも活用する。
- ・国土交通省直轄工事での発注実績がなく、公的な歩掛も把握されていない戸建住宅については、国土交通省において歩掛調査を実施し、これにより得られた歩掛を活用する。
- ・国土交通省直轄工事等で用いられる歩掛の活用や、戸建住宅の歩掛調査結果の活用のいずれも困難な職種分野（当該職種分野の中の一部の工種（作業）を含む）等、やむを得ない場合には、「適切な職種の公共工事設計労務単価×施工条件・作業内容等に照らして適正な歩掛」として、定性的な形で基準値を設定することを妨げない。
- ・基準値の細分化を最小限にとどめるため、各職種分野において、基準値を設定する工種は最小限とした上で、一つの工種については一つの標準的な規格・仕様についてのみ基準値を作成することを原則とする。

284 ①に記載しているとおり、基準値は個別の請負契約においてそのまま適用でき
285 るものではなく、基準値に用いる国土交通省直轄工事における標準的な歩掛
286 と、工事規模の小さい工事において当てはめるべき歩掛の違い等、基準値の前
287 提となっている条件等と具体的な作業内容や施工条件等の違いを踏まえ、(1)
288 において示されている基本的な考え方沿って、基準値を補正して労務費を
289 算出する必要がある。

290 ②このため、基準値を示すに当たっては、適切な補正に資するよう、前提となる
291 作業内容・施工条件等に加え、補正の際に留意すべき点も併せて示すこととす
292 る。

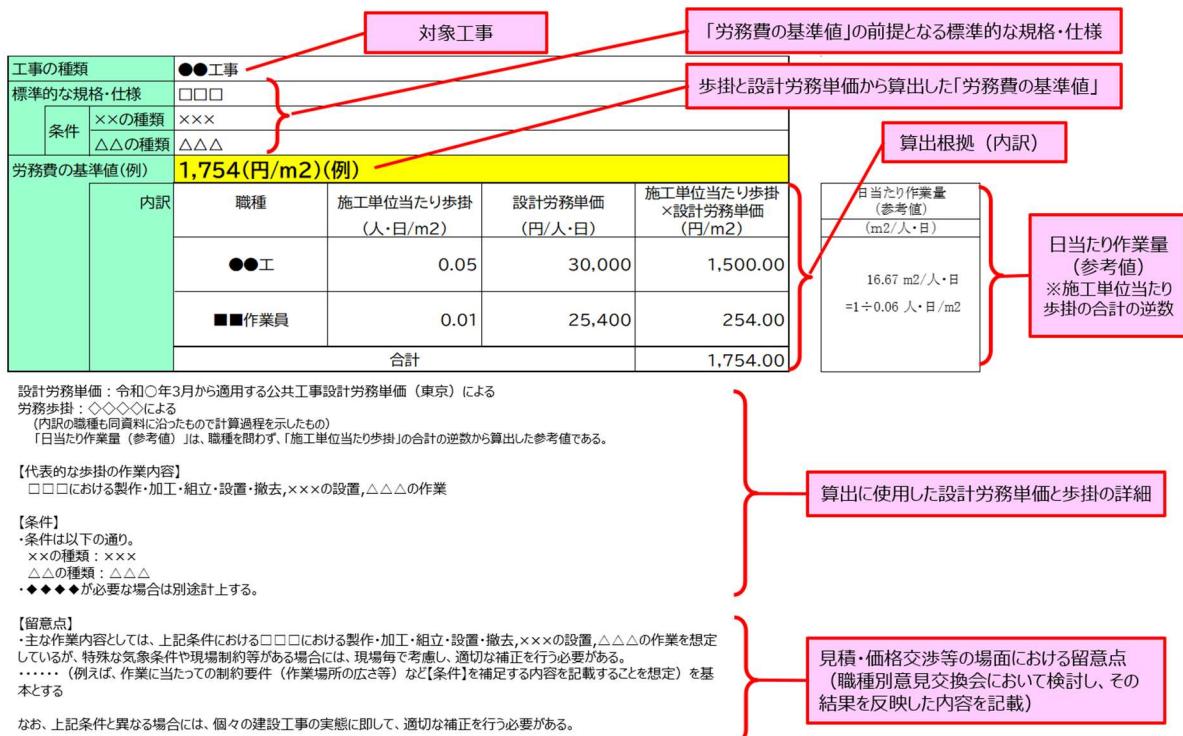
293 ③細分化の程度、基準値を設定する標準的な規格・仕様、設定する歩掛、その前
294 提となる作業内容・施工条件等、及び留意点については、当該職種分野に関係
295 する専門工事業団体、元請建設業団体及び国土交通省から成る職種別意見交
296 換会において検討を行い、その結果を反映する。

297

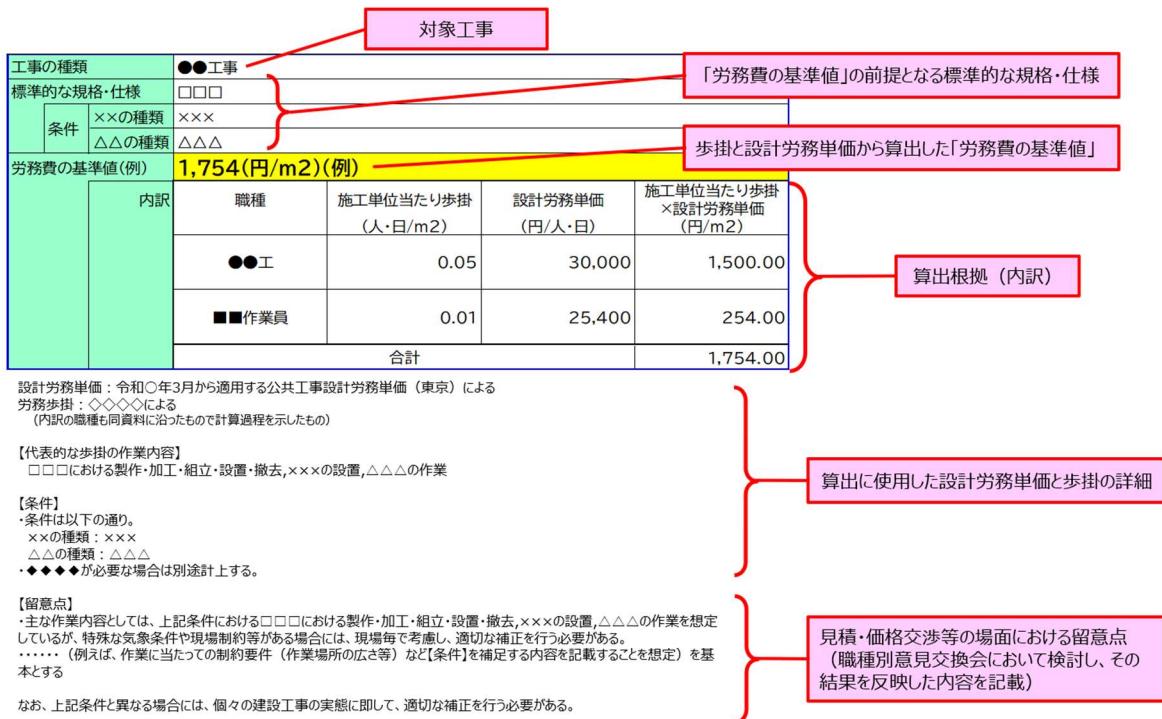
298 ③基準値の決定と改定の手続き

299 ④上記②の手順に基づく基準値の決定・改定及びその公表については、労務費 WG
300 にも必要に応じて報告し、その意見を聴いて、国土交通省において行う。

【図2】「労務費の基準値」の示し方 ※建築工事の原則パターン



【図3】「労務費の基準値」の示し方 ※土木工事の原則パターン



307 第3章 本基準の実効性を確保するための施策

308

309 (1) 実効性確保策の全体像

- 310 本基準は、個々の技能者に、その経験・技能に応じた適正賃金が支払われるよ
311 うにするため、公共工事・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用する建
312 設業者までの全ての取引段階において賃金の原資として適正な労務費を確保
313 することを目的とするものである。
- 314 この適正な労務費の確保にあたっては、公共工事設計労務単価が経験・技能に
315 応じた賃金として支払われた場合に考えられる CCUS レベル別年収が個々の技
316 能者に支払われるよう、技能者の経験年数分布等も踏まえつつ、技能者を雇用
317 する建設業者が必要な額を確保することを目指すことが適当であり、このた
318 め、まずは、早急に公共工事・民間工事の全ての取引段階を通じて公共工事設
319 計労務単価並みの水準の労務費が確保されることが重要である。
- 320 その実現のためには、「上流から下流へ価格が決まる」構造、すなわち労務費
321 を値下げの原資とした価格競争により、請負価額から他のコストを控除した
322 残額のみが賃金として支払われる状況を変革し、「下流から上流へ価格が決ま
323 る」構造、すなわち最終的に支払われるべき労務費水準を着実に確保しつつ、
324 残余の費用を適正に積み上げた上で、受注者の技術力や施工の質、生産性向上
325 に向けた取組等の要素により競争がなされて価格が決定される環境を構築す
326 る必要がある。
- 327 この目的は、単に本基準が示されることをもって当然に達成されるものではなく
328 、個々の請負契約において、本基準により示される適正な労務費が確保され、
329 適正な労務費・賃金の支払いがなされるよう、実効性確保策を適切に講じるこ
330 とが必要不可欠である。
- 331 このような実効性確保策を通じ、中期的には、技能者について、いわゆる日給
332 月給制ではなく月給制の下で直接雇用する、建退共制度の活用等により退職
333 金を準備する、必要な休暇を取得させる等、技能者の待遇の改善に取り組む事
334 業者がサプライチェーン全体において適切に評価され、競争上の優位性を得
335 られる環境整備が必要である。
- 336 その上で、労務費行き渡りの阻害要因ともなる過度な重層下請構造の是正等に
337 業界一丸となって取り組むことにより、建設業が今後も社会資本整備の担い
338 手、地域の守り手としての役割を持続的に果たすことができる事業構造の確
339 立を目指すべきである。
- 340 これらの実効性確保策については、契約段階において適正な労務費等を確保す
341 るための取組（入口の取組）と、支払段階において下請に対する適正な労務費
342 や技能者に対する適正な賃金等を確保するための取組（出口の取組）、加えて
343 公金支出の適正性の確保その他入契適正化法・品確法において位置づけられ
344 ている公共工事の特性を踏まえた、公共工事の品質確保及び地域における技
345 能者の担い手確保・育成等のための上乗せの取組が必要になると考えられる。

346 ·実効性確保策については、制度の運用状況や各施策の検討状況を踏まえつつ、
347 段階的に施策を講じることとし、中長期的に新たな商慣行の定着を図ることが適切である。
348
349

350 (2) 契約段階において適正な労務費等を確保するための取組

351 ①基本的な考え方

352 ·下記を目指すことを基本的な考え方とし、これを実現するための施策を講じることが適切である。
353 ○受注者が、本基準を踏まえ、個別契約に即して適正な労務費を自社の歩掛
354 を基に算出し、それを明示した上で、残余の費用についても適正に積み上
355 げた見積りを作成。
356 ○注文者が、当該見積りを尊重。注文者が価格指定して契約する場合も、注文
357 者は本基準を活用して労務費を内訳明示し、労務費を始めとした適正な原
358 価が確保されるよう配慮。
359 ○両当事者が建設業法第18条の定めに則り対等な立場における合意に基づ
360 いて公正な契約を書面（電子媒体を含む。）で締結。信義に従って誠実にこ
361 れを履行。
362 ○適正に賃金・労務費を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。
363 ○建設Gメンが、建設業者から電子媒体による見積り等の提出を受けて調査
364 し、ダンピングによる価格低下か生産性向上による価格低下かを見分けた
365 上で、指導・監督。
366 ·その他、本基準を踏まえた新たな商慣行の定着に向け、本基準と併せて、国土
367 交通省において「労務費に関する基準の運用方針」を示し、本基準に基づく価
368 格交渉を進める際の留意点等の詳細を示すことが適切である。
369
370

371 ②労務費と併せて確保することが必要な経費の整理

372 ·労務費確保に伴って、労働者による適正な施工を確保するために不可欠な労務
373 費以外の必要経費がしわ寄せを受けることがあってはならない。
374 ·このため、労務費確保に伴うしわ寄せをまずもって防ぐべき経費として、これ
375 まで、建設業法第19条の3における「通常必要と認められる原価」として適
376 な確保を求めてきた経費（法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建退
377 共掛金）を、同法第20条第1項に規定する「当該建設工事に従事する労働者
378 による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定め
379 る経費」とし、見積書における内訳明示の対象とすることが適切である。
380 ·あわせて、公共工事設計労務単価に直接的には含まれていない、雇用に伴う必
381 要経費の確保に資する観点から、同単価における取扱いと同様に、基準値の策
382 定と併せて、「雇用に伴う必要経費」についても、参考値として公表すること
383 が適切である。
384 ·ただし、

- 385 ○「雇用に伴う必要経費」は、工種・工事規模等の条件により変動することを
386 前提に、あくまで全国共通の参考値として試算したものであること
387 ○実際に、「雇用に伴う必要経費」に関連する措置を、元請・下請のどちらが
388 実施し、契約の中でどこまで計上するかは、個々の契約において、契約当
389 事者間で定められるものであること（例えば、作業被服や作業用具を元請・
390 下請のどちらが用意するか等）
391 ○見積書で内訳を明示すべき必要経費と、「雇用に伴う必要経費」の範囲は異
392 なるものであること
393 ○参考値を示す「雇用に伴う必要経費」に利益、本社経費等は含まれないこと
394 といった点に留意し、契約当事者間での十分な協議が必要であることを併せて
395 示すことが適切である。

396

397 ③労務費等を内訳明示した見積書の提出の促進

- 398 ・中小の建設業者や一人親方も含め、労務費等を内訳明示した適正な見積書を作
399 成する商慣行が形成されるよう、取組を進めることが適切である。その際、元
400 下取引において、注文者側からの詳細な見積条件等の提示、適切な見積作成期
401 間の設定等、受注者側の見積書作成を促進するための環境整備等への配慮が
402 必要である。
- 403 ・特に建築工事においては、改正法施行時点において、材料費、労務費、機械損
404 料、経費等が内訳明示されていない総価一式での取引が一般的となっている
405 職種・工種が多いことに留意し、
406 ○専門工事業団体において、標準見積書の見直し・作成・利用促進を進める
407 こと
408 ○国土交通省において、発注者と元請建設業者との間の見積りに際しての留意
409 点を整理するとともに、「専門工事業者向けの見積書の様式例及びその解説」
410 「専門工事業団体向けの標準見積書の作成手順」等の見積書の作成を容易
411 化するツールを公表すること
412 といった実効性確保策を講じることが適切である。

413

414 ④自主宣言制度による技能者の待遇改善を進める事業者の見える化

- 415 ・技能者を大切にする企業の取組を可視化し、その評価を向上させ、受注機会の
416 確保等につなげること及びサプライチェーン全体で技能者の待遇改善に取り
417 組むマインドを広げていくことが重要であることを踏まえ、建設産業の担い
418 手の確保に向けて、改正建設業法の待遇改善に係る努力義務の実践、建設キャ
419 リアアップシステム（CCUS）の活用、取引時における宣言企業の優先選定を行
420 う事業者向けの自主宣言制度の創設を行うことが適切である。
421 ・その際、宣言企業に対し所要のインセンティブ措置を講じることが望ましい。

424 ⑤本基準を著しく下回る見積り・契約への指導・監督

425 ・建設 G メンは、建設工事に関する取引において、請負契約の適正化及び建設工
426 事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、各種情報収集を通じ、取引状
427 況の監視強化に取り組んでおり、建設業法に違反する疑いが確認された場合
428 は、適切な指導・監督がなされるよう、その旨を建設業許可行政庁へ情報提供
429 しているところである。

430 ・適正な労務費の確保に向けた建設 G メンの調査としては、

431 ○受発注者で取り交わす材料費等記載見積書について、当初見積書（契約締結
432 の前提となる設計図書等が整った後、受注者が注文者に対し初めて作成・提
433 出する見積書をいう。以下同じ。）と最終見積書（契約内容の明細を示す見
434 積書をいう。以下同じ。）とで労務費に差額が生じている場合や、労務単価
435 が工種毎の標準的な値と比べて著しく下回っている場合には、その原因者
436 を把握。

437 ○その上で、歩掛・労務単価が工種毎の標準的な値から著しく乖離している理
438 由について、機械導入等の生産性向上（歩掛（必要人工）の減少）によるも
439 のか、労務単価の引き下げによるものか等、乖離の程度や要因を検証した上
440 で、違法性の疑いを確認。

441 ○この際、（3）③に記載した技能者からの通報制度により提供された情報や
442 関連法規への抵触に関して関係府省等から提供された情報、建設業団体等
443 から提供された建設業法違反の疑いに係る情報等を活用し、違法性の疑い
444 や度合いが高いものと考えられる事業者について重点的に調査を実施。そ
445 の際、通報者等が通報によって取引上の不利益を被ること等がないよう、通
446 報に関する秘密保持及び個人情報の保護を徹底。

447 といったプロセスを経ることが望ましい姿として考えられる。

448 ・一方で、このような調査手法を確立するにあたっては、歩掛や労務単価が内訳
449 明示された適正な見積書が作成され、そのすり合わせにより価格形成がなさ
450 れる商慣行が確立されることが前提として不可欠となる。また、交渉過程を示
451 す当初見積書と最終見積書が契約当事者双方で適切に保存されることも必要
452 である。

453 ・このため、建設 G メンは、法施行後当面の間は、上述の商慣行のサプライチェ
454 ーン全体における定着に向け、労務費等を内訳明示した見積書の普及や、その
455 ボトルネックの解消に向けた調査・助言に、重点的に取り組むことが求められ
456 る。

457 458 (3) 支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

459 ①基本的な考え方

460 ・建設業の持続可能性に対する危機感が高まる中、労務費・賃金の適正な支払い
461 に係る実効性確保策について、公共・民間発注者を含めたサプライチェーン全
462 体で、これまでの施策の延長にとどまらない踏み込んだ対応を目指して知恵

463 を出し合うことが必要である。

464 ・かかる認識を関係者間で共有しつつ、下記を目指すことを基本的な考え方と
465 し、これを実現するための施策を講じることが適切である。

466 ○注文者は受注者に対して、本基準を踏まえた適正な労務費（賃金の原資）を
467 支払うこと。

468 ○建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能
469 その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事
470 設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるCCUSレベル別年収
471 の支払いを目指すこと。

472 ○CCUSレベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、
473 適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支
474 払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐
475 れがないか重点的に確認すること。

476 ○行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタル技術を活用した簡易・
477 任意の確認システムを活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認するこ
478 と。

479 ○処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上する
480 こと。

481 ②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保

482 ・労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項（総
483 称して「コミットメント制度」という。）を標準請負契約款に導入するとともに、サプライチェーン全体の個々の取引における活用を推奨することにより、契約当事者間において適正な労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。

484 ③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供

485 ・建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付けるため、各地方整備局等に設
486 置されている「駆け込みホットライン」に加えて、デジタル技術を活用した技
487 能者からの賃金に係る情報提供制度を導入することにより、技能者から適正
488 な賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。

489 ・通報も端緒情報として活用し、雇用主となる建設業者の取引状況について詳細
490 な調査を行うとともに、法令違反が疑われる場合等には、建設業者への指示等
491 や発注者への勧告等を実施することが適切である。

492 ④労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化

493 ・国土交通省において、労務費や賃金の支払いに悪質な態様が認められる事
494 業者を見る化することにより、優良な事業者が市場で選択される環境を整
495 備することが適切である。

502 (4) 公共工事における上乗せの取組

- 503 · 公共工事においては、公金支出の適切性を担保する必要があるところ、品確法
504 第 27 条において、適正な請負代金・賃金が支払われるよう、国に対し公共工
505 事の請負契約の締結状況及び賃金の支払等に係る実態調査の努力義務が規定
506 された。また、品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」
507 において、公共発注者としても賃金の支払等の実態把握に努めることなどに
508 ついて、一定の役割を果たすことが求められている。³
- 509 · これらを踏まえ、「入口」での確認として、入契適正化法第 12 条において入札
510 金額内訳書における労務費等の内訳明示を義務化したところであり、本規定
511 に基づき、公共工事から率先して労務費の内訳明示を進めることが重要であ
512 る。
- 513 · あわせて、公共発注者において、公共工事の適正な施工が通常見込まれないダ
514 ンピング契約の締結を防止するとともに、不正行為の排除を図るため、現行の
515 ダンピング対策（低入札価格調査等）を強化し、入札金額内訳書の内容を確認
516 する「労務費ダンピング調査」を落札候補者に対して実施する等、公共工事の
517 契約段階において適正な労務費が確保されるための措置が講じられることが
518 適切である。
- 519 · また、「出口」での確認として、国は、元請のみならず全ての下請を含む公共
520 工事を実施する者に対して、労務費、法定福利費等が適切に支払われるよう、
521 その実態把握に努めることとされており、コミットメント制度の活用を推奨
522 するとともに、公共工事の発注者においても、受注者の協力のもと、労務費・
523 賃金の支払い状況、労働時間等の把握に努めることにより、受発注者間での
524 「見える化」を建設業の新たな商慣行として組み込み、健全な競争環境の実現
525 と公共工事の品質確保のための担い手確保を目指すことが期待される。
- 526 · 具体的には、公共工事において、当該工事における総労働時間を把握し、公共
527 工事設計労務単価と当該総労働時間から計算される「支払われるべき労務費」
528 と「実際に支払われた労務費」を比較することについて、国土交通省直轄工事
529 にて試行的に実施し、その実施方法や比較結果を用いた適切な事業者選定の
530 方法を検討することが望ましい。

³ 品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針（令和 7 年 2 月 3 日）（公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）」において、「品確法において、公共工事等に従事する者の賃金や適正な労働時間の確保等、下請業者を含め適正な労働環境の確保を促進することが規定されたことを踏まえ、発注者は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める」とこととされている。

532 第4章 その他

533

534 (1) 材料費等記載見積書に内訳明示する経費のうち、労務費以外のものの見積りに
535 係る取扱い

536 ・労務費と並んで建設工事の主要費用を占めている材料費については、その適正
537 な費用計上が労務費へのしわ寄せを防ぐ観点から重要であるところ、物価資
538 料等に掲載されている価格については、請負契約において「通常必要と認めら
539 れる材料費」の一指標として整理される。

540 ・労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として、改正後の建設
541 業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の12において法定福利
542 費の事業主負担分、安全衛生経費、建退共掛金が位置づけられるところ、この
543 うち法定福利費の事業主負担分及び建退共掛金⁴については、見積り段階にお
544 いて当該請負契約に係る工事に従事することが見込まれる者に係る必要額が
545 「通常必要と認められる額」として整理されるべきものである。また、安全衛
546 生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であ
547 り、当該対策に要する経費は、「通常必要と認められる額」として整理される
548 べきものである。なお、その際、元請・下請間においては、「安全衛生対策項
549 目の確認表」を用いる等により対策実施・費用負担の役割を明確化することも
550 必要である。

551

552 (2) 通常必要と認められる額を著しく下回る労務費等と疑われる場合の対応

553 ・締結された請負契約について、本基準等を踏まえて著しく低い労務費等に該当
554 すると考えられる場合には、発注者、受注者、元請、下請を問わず、既存の「駆
555 け込みホットライン」に適宜相談することが可能である。

556 ・なお、法令違反に該当する見積り・契約に対する措置については、第1章(2)
557 にある通りである。

558

559 (3) 基準の見直し

560 ・今後、労務費等を内訳明示した見積書（材料費等記載見積書）の普及状況、請
561 負契約における必要な労務費の確保状況、技能者に対する賃金の支払い状況
562 等、本基準の運用状況に係るフォローアップ等を実施するとともに、必要に応
563 じ、労務費WGにおける議論を実施し、フォローアップ等の結果や社会経済情
564 勢の変化を踏まえた本基準の見直し等に係る措置を講ずることが適切である。

565

⁴ 建退共制度関係事務については、「建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等について（令和3年3月30日雇均発第0330第4号、国不建整第184号）」において、できる限り、元請が建退共制度関係事務を受託するよう努めるものとされているところ、元請が一括して掛金納付事務を行う場合の元下以下の契約においては、建退共掛金相当分は計上されないことが適当である。

566 第5章 結びに

567

- 568 ・本基準は、持続可能な建設業を実現する上で、賃上げによる技能者の処遇改善
569 と、そのために必要となるサプライチェーン全体における適正な労務費の確
570 保が不可欠であるとの関係者間での共通認識を踏まえて制定された第三次・
571 担い手3法の規定に基づき、学識経験者及び受発注者の代表からなる中央建
572 設業審議会として作成・勧告するものである。
- 573 ・本基準の目的である、技能者に対してCCUSレベル別年収を実現する賃金が確
574 実に支払われる環境を実現するためには、本基準に則った見積とその尊重に
575 よる、注文者・受注者双方の合意にもとづく対等な立場での書面による請負契
576 約の締結や、施工段階において設計変更が生じた場合の適切な契約変更等、建
577 設工事の請負契約の適正化を図ることが必要である。
- 578 ・また、建設工事の請負契約の注文者においては、安易に安価な発注を行うこと
579 は、建設業の持続可能性を損なうという認識を改めて共有するとともに、発注
580 段階における十分な見積期間の確保及び精度の高い設計図書等の提示により、
581 受注者が見積書を作成しやすい環境を整えるべきことに留意し、価格交渉の
582 中で受注者からの見積りを尊重し、労務費等が適正に確保された額での契約
583 を行う商慣行が定着することを期待したい。
- 584 ・さらに、建設工事の請負契約の受注者においては、労務費・賃金について「も
585 らえないから払えない」「もらったら払う」といった従前の姿勢を抜本的に改
586 め、「払うためにもらう」商慣行が確立できるよう、主体的に取り組むことが
587 強く期待される。
- 588 ・あわせて、建設サービスの供給が滞らないようにする観点からは、労務費等の
589 適正な確保は前提としつつ、総額としての建設コストの上昇を抑える努力も
590 必要であり、建設業界として、生産性の向上及び過度な重層下請構造の解消に
591 自律的に取り組むことを期待したい。
- 592 ・第三次・担い手3法の施行を契機として、賃金の原資を削った、いわゆるダン
593 ピングによる受注競争を撲滅し、適正な賃金の支払いとその原資の確保を前
594 提とした、技術に基づく健全な競争環境への転換が必要である。このような、
595 本基準の目指す建設業における商慣行を定着させるには、建設工事の取引に
596 関わる全ての当事者がパートナーシップに基づき、それぞれの立場において
597 担うべき役割を果たすとともに、責任ある行動をとるよう求められることを
598 改めて指摘し、本基準の結びとする。

599